



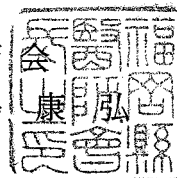
福岡医発第1711号（総）

平成16年12月17日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹 嶋



「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の
一部を改正する法律」の施行等について

標記の件につきまして、日本医師会を通じ厚生労働省より別紙のとおり通知がまいりました。

本件は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が平成16年12月2日より施行されたことに基づき、「配偶者からの暴力」の定義の改正が行われたものであります。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（平成16年12月2日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）が告示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、被害者の発見及び通報について従来同様にご協力いただきたく会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 廣瀬真恵

(地Ⅲ180)

平成16年12月9日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会常任理事

伯 井 俊 明

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の
一部を改正する法律」の施行等について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が平成16年12月2日より施行され、内閣府男女共同参画局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名で、各都道府県知事宛てに別添の通知がなされました。

本件は、「配偶者からの暴力」の定義を、離婚後に元配偶者から引き続き受ける暴力又は言動もこれに含める等、定義の拡大や保護命令制度の拡充、市町村による配偶者暴力支援センターの業務の実施、被害者の自立支援の明確化等、改正が行われたものです。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関し、主務大臣は基本方針を、都道府県は基本計画を定めなければならないとし、別添の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（平成16年12月2日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）が告示されました。

貴会におかれましても本件についてご了知いただき、医師等医療関係者は日常の業務の中で、配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にありますので、被害者の発見及び通報において、従来同様ご協力いただきますよう貴会管下郡市区医師会等への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

また、内閣府男女共同参画局により、改正配偶者暴力防止法に関するパンフレットが作成されましたので、参考までに同封いたしますので、よろしくご査収くださいますようお願い申し上げます。

府 共 第 7 4 8 号

雇児発第1202004号

平成16年12月2日

各 都 道 府 県 知 事 殿

内 閣 府 男 女 共 同 参 画 局 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」の施行等について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第64号）については、平成16年12月2日から施行されたところである。

改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）に基づく、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）については、同日付けで別途、主務府省庁の連名により通知しているところである。

各都道府県において施策を実施する際は、法、基本方針及び下記に示す留意事項等に十分配慮し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に万全を期すとともに、管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）、関係機関及び関係団体にも周知徹底をお願いする。

なお、この通知の内容については、警察庁、法務省、文部科学省、最高裁判所と協議済みであることを申し添える。

また、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

第1 配偶者暴力防止法の改正の概要と留意事項

1 定義（第1条関係）

「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとされた。

配偶者からの暴力の発見者による通報等（第6条）、警察官による被害の防止（第8条）、警察本部長等の援助（第8条の2）及び保護命令（第4章）に関する規定においては、配偶者からの身体に対する暴力に限るとされているが、これ以外の規定については、配偶者からの暴力には、身体に対する暴力のみならずいわゆる精神的暴力及び性的暴力も含まれている。

2 国及び地方公共団体の責務（第2条関係）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護については、これまでも国及び地方公共団体の責務とされてきたところであるが、法において、被害者の保護の中に被害者の自立を支援することが含まれることが明確化された。

被害者の自立支援は、被害者の保護を図る上で極めて重要であり、法第2条にいう「地方公共団体」には市町村も含まれることから、都道府県及び市町村においては、法の趣旨を踏まえ、自立支援も含めた被害者の保護に積極的に取り組まれない。

3 基本方針及び基本計画（第2条の2及び第2条の3関係）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関し、主務大臣は基本方針を、都道府県は基本計画を定めなければならないとされた。

4 配偶者暴力相談支援センター（第2章関係）

（1）市町村による支援センターの業務の実施（第3条第2項関係）

市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）としての機能を果たすようにすることができるとされた。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の円滑な施行について」（平成13年10月30日府共第592号内閣府男女共同参画局長通知）にいう都道府県の「支援センター取りまとめ部局」及び「支援センターの機能を果たす複数施設の連携の中心となる施設」にあつては、今後、当該都道府県内の市町村が自ら設置する施設において支援センターの機能を果たす場合、これまで都道府県が設置する支援センターの機能を果たす各施設について行っていたのと同様に、市町村で支援センターの機能を果たす施設及び当該市町村でその施設の業務を取りまとめる部局と十分な連携をとり、当該都道府県下の支援センターが一体となって施策を実施できるようにする必要がある。特に、都道府県と市町村の支援センターの機能を果たす施設との間の連携が不十分なため、被害者をたらい回しにするようなことがないよう御留意いただきたい。

都道府県内の市町村が自ら設置する施設において支援センターの機能を果たすことを予定している場合、これまでの都道府県における支援センター関係の業務の実施状況等を踏まえ、当該市町村に対し必要な助言を行い、支援センターの機能の十分な発揮を支援していただきたい。都道府県は、当該市町村に対し、以下について周知徹底されたい。

ア 支援センター取りまとめ部局の決定

支援センター業務を円滑に行うためには、その業務を取りまとめる部局が必要となる。当該市町村においては、支援センター取りまとめ部局を早急に決定し、その部局が中心となって、各種施策を推進する。

イ 支援センターの機能を果たす施設の指定

支援センターの指定に当たっては、市町村が設置する施設に限ること、市町村が設置した施設であればその運営主体は問わず（財団運営でも構わない）、その施設の職員が公務員か否かも問わないことに御留意いただきたい。

ウ 支援センターの機能を果たす施設についての広報

市町村においてどの施設において支援センターの役割を果たすこととなっているのかについて、広く情報（連絡先）が行き渡っている必要があり、当該市町村にあっては、各種媒体を通じて広く一般に広報する。

エ その他

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」における配偶者暴力相談支援センター等に係る規定の施行について」（平成14年3月25日府共第202号内閣府男女共同参画局長通知）における都道府県の設置する支援センターの機能を果たす施設についての記述は、市町村の設置する支援センターの機能を果たす施設にも準用される。

（2）支援センターの業務等（第3条第3項及び第5項関係）

支援センターは、被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと等が明記された（第3条第3項）。

また、支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとされた（同条第5項）。

5 被害者の保護（第3章関係）

被害者の保護について、新たな規定が盛り込まれた。これまでも福祉事務所においては、被害者の自立を支援してきたところであるが、法において、福祉事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないことが明確化された（法第8条の3）。また、これまでも関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとされてきたところであるが、法において、関係機関として市町村の関係機関も含まれることが明確化された（第9条）。さらに、関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとされた（第9条の2）。このほか、警察本部長等の援助についても規定された（第8条の2）。

6 保護命令（第4章関係）

離婚後も、元配偶者から引き続き受ける身体に対する暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがある場合には、裁判所が保護命令を発することとされた（第10条第1項本文関係）。

また、配偶者が被害者の幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っている等の事情があることから、被害者がその同居している未成年の子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、裁判所は、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者の子への接近禁止命令を発することとされた。ただし、被害者の子が15歳以上のときは、その同意がある場合に限られる（第10条第2項関係）。

さらに、退去命令については、期間が2月間に拡大されたほか（第10条第1項第2号関係）、退去命令の再度の申立てが認められた（第18条関係）。退去命令の再度の申立てについては、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住宅から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により既に発せられている退去命令の期間内に転居を完了できない等、退去命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、これを発することとされた。ただし、配偶者の生活に特に著しい支障が生ずると認めるときは、これを発しないことができるとされた。加えて、退去命令において、被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去に加え、当該住居の付近のはいかいの禁止を命ずることとされた（第10条第1項第2号関係）。

なお、保護命令の再度の申立てをする場合において、支援センターの職員又は警察職員に対する相談等の事実に係る所定の事項が申立書に記載されているときは、公証人面前宣誓供述書の添付が不要とされた。

支援センターにおいては、保護命令に関し、以下について御留意されたい。

- (1) 支援センターが裁判所に書面を提出する際は、別紙1の様式を活用されたい。また、その記載要領については、別紙2を参照されたい。
- (2) 支援センターにおいては、未成年の子がいる被害者に対して保護命令の説明等を行う際には、子に対して接近禁止命令の発令の申し立てができることも併せて説明する。被害者又は被害者の同居する子に対して接近禁止命令が発令されたことを承知した場合は、被害者に対して、子が通学する学校又は通所する保育所に対してそ

の旨を速やかに申し出るよう勧奨することが必要である。被害者にとっては、自分が配偶者からの暴力の被害者であることや接近禁止命令が出されたことなどは、極めて個人的な情報に当たることから、学校又は保育所に申し出ることを躊躇する場合も考えられる。この場合、申し出るかどうかはあくまで被害者本人の判断によることを念頭におきつつ、被害者に対して、申出を勧奨している理由について、丁寧な説明を心がける必要がある。

- (3) 保護命令の再度の申立ての場合において、裁判所から書面の提出を求められた場合の手続は当初の申立ての場合と同様であるので、速やかに対応されたい。

7 職務関係者による配慮等（第23条関係）

職務関係者については、これまでもその職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならないとされてきたところであるが、法において、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重することが明確化された。

- 8 「「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」における配偶者暴力相談支援センター等に係る規定の施行について」（平成14年3月25日府共第202号内閣府男女共同参画局長通知）について

標記通知の一部を次のように改正する。

「第1 今回施行となる支援センター等に関する規定の要点」における「1 支援センターの機能を果たす施設（第3条関係）」の「(1)施設」中「市（政令指定都市を含む。）町村が設置する施設や」を削る。

「(2)機能」中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改め、「支援センターの業務が対象とする被害者には、配偶者から身体的暴力を受けた者だけでなく、被害者に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者も含んでいる。」及び「市町村等が被害者の相談等を行うことも可能であるが、これを配偶者暴力防止法で規定する支援センターの機能として位置づけることはできないという趣旨である。」を削る。

「3 被害者の保護のための関係機関の連携協力（第9条関係）」中「社会福祉法に定める福祉に関する事務所等」を「福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関そ

の他の」に改める。

「5 保護命令の審理の方法（第14条関係）」における 「(1)裁判所提出書面について」中「配偶者暴力防止法第12条第1項第3号」を「配偶者暴力防止法第12条第1項第4号」に改めるとともに、「平成14年4月1日以降、都道府県女性センター及び都道府県が設置する福祉に関する事務所（以下「都道府県福祉事務所」という。）が、支援センターとして裁判所に書面を提出する際は、別紙1の様式を活用されたい。また、その記載要領については、別紙2を参照されたい。」を削る。

「(4)電話による相談等」中「配偶者暴力防止法第12条第1項第3号」を「配偶者暴力防止法第12条第1項第4号」に改める。

- 9 「母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施について」（平成15年6月24日雇児発第0624001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「母子家庭等就業・自立支援センター事業実施要綱」の一部改正について

（1）改正の趣旨

子どものいる被害者の自立を支援する上で、被害者の就業に向けた支援を促進することが極めて重要であることから、これらの者について、母子家庭等就業・自立支援センター事業の対象とする。

（2）改正の内容

標記実施要綱の一部を次のように改正する。

「3 対象者」の「対象者は、原則として母子家庭の母等」の後に、「（ただし、夫の暴力により母と子で家出をしている事例などで婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。）」を加える。

第2 児童虐待の防止等に関する法律に基づく通告等について

「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年法律第30号）については、一部を除き平成16年10月1日から施行されたところである。

改正後の児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「改正児童虐待防止法」という。）においては、児童が同居する家庭における配偶者からの暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ず

る心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことは児童虐待に当たることが明確化された。また、改正児童虐待防止法では、第6条において、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないとされたところである。

これにより、支援センターは、児童の面前で配偶者からの暴力が行われる等児童に著しい心理的外傷を与えているなど、児童虐待が行われていると思われる場合、市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならない。通告に当たっては、改正児童虐待防止法の関係条文の規定及びその趣旨について、必要に応じ、被害者に説明を行うことが望ましい。

市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、支援センターからの通告を受けた場合、児童の特定、家族構成の確認、支援センター等配偶者からの暴力に対応する機関での取扱い経過等必要な初動調査を行い、児童の安全の確認、問題の内容、児童が置かれている環境や児童の身体的・精神的状況の把握に努めることとし、児童の安全が確保できないと思量する場合等緊急介入や一時保護の必要性が高い場合には児童相談所において迅速な対応を図るものとする。この中で、当該児童又は児童の保護者に対応する場合、その対応によって被害者が配偶者からの更なる暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるなど、配偶者からの暴力の被害者及びその児童の安全が損なわれることのないよう、事前に必ず支援センターと十分な協議を行うことが必要である。

なお、配偶者からの暴力に伴う児童虐待への対応は、緊急保護か在宅での継続的支援かにかかわらず、児童虐待に対応する機関と配偶者からの暴力に対応する機関との間で支援方針や各機関の役割分担についての共通理解の形成が欠かせないことから、支援センター等配偶者からの暴力に対応する機関及び児童相談所等児童虐待に対応する機関は、それぞれ児童虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）及び配偶者からの暴力の被害者保護のための地域の関係機関による協議会等が設置されている場合は積極的に参加することが望ましい。

裁 判 所 提 出 用 書 面

作成年月日 平成 年 月 日

取扱施設名			
取扱施設の長			
相談等日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分		
被害者	氏 名		性別 男 女 生年月日 年 月 日
	住所等 ★	電話 ()	
代理人	氏 名		被害者と の関係
	連絡先	電話 ()	
配偶者等	氏 名		性別 男 女 生年月日 年 月 日
	住所等	電話 ()	
	被害者 との関係	☐ 婚姻の届出をしている者 ☐ 事実上婚姻関係と同様な事情にある者 ☐ 離婚をした者又は婚姻が取り消された者(年 月 日) ☐ 事実上婚姻関係と同様の事情にあったが、事実上離婚したと同様の事情に入った者(年 月 日)	

★ 一時避難先等の閲覧されることが不適切な住所は記載しないこと。その場合は、生活の本拠としている地（住民票の地等）を記載し、（避難中）と付記すること。

裁判所提出用書面

相 談 内 容 等	
相 談 等 の 場 所	☐ 来所 ☐ 電話 ☐ その他（ ）
種 別	☐ 相談 ☐ 一時保護要求 ☐ 情報提供その他の援助要求
直 近 の 被 害	
（日時）	
（場所）	
（内容）	※ けがの程度、入通院の有無など被害の内容を詳細に記載する。
過 去 の 被 害	
（日時）	※ いつごろから始まったか、頻度なども記載する。
（場所）	
（内容）	※ これまで最もひどかった被害、入通院歴の有無など被害の内容を詳細に記載する。

裁判所提出用書面

被害者と同じ居しているその成年に達しない子の状況				
子	氏 名		性 別	男 女
	生年月日	年 月 日 (歳)		
子	氏 名		性 別	男 女
	生年月日	年 月 日 (歳)		
子	氏 名		性 別	男 女
	生年月日	年 月 日 (歳)		
上記の子に関する加害者の言動等 ※ 加害者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っているときは、その状況を記載すること。 なお、上記以外に、同居している子に関して加害者と面会することを余儀なくされる事情を説明した場合には、その概要を記載すること。				

※ 同居しているその成年に達しない子が4人以上いる場合、別紙としてこの様式を使用すること。

裁 判 所 提 出 用 書 面

そ の 他

- ※ 被害者の相談等の状況、相談等の内容をできるだけ詳細に記載する。
なお、再度の退去命令の申立てをしようとする被害者から、退去命令の期間内に転居を完了することができない等の相談を受けた場合は、当該の内容を簡潔に記載すること。

相談等に対して執った措置

- ※ 被害者からの相談等に対して執った措置（相談、援助、一時保護、他機関への紹介等）について、具体的内容を詳細に記載する。

裁判所提出用書面記載要領

1 「取扱施設名」欄について

被害者から相談等を受けた「配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設」の名称を記載する。

2 「取扱施設の長」欄について

被害者から相談等を受けた「配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設」の長の官職、氏名を記載する。

運営主体の長と施設の長が別にいる場合は、施設の長の官職、氏名を記載する。

3 「相談等日時」欄について

被害者から相談等を受けた日時を記載する。

4 「被害者」欄について

被害者の人定事項を記載する。

なお、「住所等」欄については、下欄外の注意事項に留意して記載する。

5 「代理人」欄について

被害者から相談等について代理権を授与されたものからの相談等があった場合に、その代理人について記載する。

6 「配偶者等」欄について

被害者の配偶者について記載する。

7 「相談内容等」欄について

(1) 「相談等の場所」欄について

被害者から相談等のあった場所、方法について記載する。

来所の上相談等があった場合には「来所」に、電話による相談等の場合は「電話」にチェックし、その他の場所、方法による相談等であった場合には「その他」にチェックの上、具体的な場所、方法等について記載する。

(2) 「種別」欄について

被害者が求めてきた事項をチェックする。

この欄については複数チェックも可とするので、被害者が求めたものについて、すべてチェックする。

(3) 「直近の被害」欄について

相談等時に直近した被害について、被害者が申し立てた被害の日時・場所・内容を詳細に記載する。特に、内容に関しては、暴力の態様、けがの程度、入通院の有無、心身に有害な影響を及ぼす言動等について、詳細に記載する。

(4) 「過去の被害」欄について

過去の被害について、被害者が申し立てた被害の日時・場所・内容を詳細に記載する。特に、内容に関しては、暴力の態様、けがの程度、入通院の有無、心身に有害な影響を及ぼす言動等について、詳細に記載する。

(5) 「被害者と同じ居しているその成年に達しない子の状況」欄について

被害者と同じ居しているその成年に達しない子がいる場合、その状況及び子に関する加害者の言動等について記載する。

(6) 「その他」欄について

被害者の相談等時の状況（「あざがある」、「おびえていた」、「憔悴しきった様子だった」など被害者に対応した職員が認識した相談等時における被害者の客観的状況）、相談時に被害者から聴取した加害者の直近の言動（「頻繁に電話をかけてくる」、「実家付近をはいかいしている」など）、被害についての相談等以外の相談等の内容、その他特筆すべき事項があれば、それらを詳細に記載する。

なお、再度の退去命令の申立てをしようとする被害者から、退去命令の期間内に転居を完了することができない等の相談を受けた場合は、当該の内容を簡潔に記載すること。

電話による相談を受け、相談者の来所を促すなどの経緯がある場合は、相談者の説得の経緯等を記載する。

8 「相談等に対して執った措置」欄について

被害者からの相談等に対して執った措置について、その具体的内容を詳細に記載する。

なお、提出書面が裁判記録の閲覧等により加害者の目に触れる可能性も考えられることから、具体的な内容を記載するに際しては、被害者及び支援者の安全を脅かすような情報は記載しないよう配慮する。

9 その他

ファックス送付による裁判所への提出が認められることから、記載に際しては、ファックス送付をしても支障（文字がつぶれるなど）が生じないように留意する。

記載欄が不足する場合には、継続用紙を使用して差し支えない。ただし、継続用紙を使用する場合には、その旨を当該記載欄の末尾に明記するとともに、継続用紙に提出書面と連続するページ数を付記する（継続用紙の1枚目のページは「5ページ」となる。）。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案の概要

1 「配偶者からの暴力」の定義の拡大

本法において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいうこととするとともに、離婚後に元配偶者から引き続き受けるこれらの暴力又は言動もこれに含める。なお、保護命令に関する規定及び5の警察本部長等の援助に関する規定等については身体に対する暴力のみを対象とするものとして整理するほか、定義の拡大に伴い、前文について所要の改正を行う。

2 保護命令制度の拡充

(1) 元配偶者に対する保護命令

離婚後も、元配偶者から引き続き受ける身体に対する暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合には、裁判所が保護命令を発することとする。

(2) 被害者の子への接近禁止命令

配偶者が被害者の幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っている等の事情があることから、被害者がその同居している未成年の子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、裁判所は、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者の子への接近禁止命令を発することとする。ただし、被害者の子が15歳以上のときは、その同意がある場合に限る。

(3) 被害者と共に生活の本拠としている住居付近のはいかいの禁止

退去命令において、被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去に加え、当該住居の付近のはいかいの禁止を命ずることとする。

(4) 退去命令の期間の拡大

退去命令の期間を2月間に拡大する。

(5) 退去命令の再度の申立て

退去命令の再度の申立てを認めることとし、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により既に発せられている退去命令の期間内に転居を完了できない等、退去命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、これを発することとする。ただし、配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、これを発しないことができる。

(6) 保護命令の再度の申立手続の改善

保護命令の再度の申立てをする場合において、配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対する相談等の事実に係る所定の事項が申立書に記載されているときは、公証人面前宣誓供述書の添付を不要とする。

3 市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施

市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることができることとする。

4 被害者の自立支援の明確化等

(1) 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(2) 基本方針及び基本計画

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関し、主務大臣は基本方針を、都道府県は基本計画を定めなければならない。また、主務大臣は、都道府県に対し基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努める。

(3) 配偶者暴力相談支援センターによる自立支援の明確化及び調整機能の発揮等

被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと等を、配偶者暴力相談支援センターの業務として明記する。

(4) 民間団体との連携

配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体との連携に努める。

(5) 福祉事務所による自立の支援

福祉事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努める。

(6) 関係機関の連携協力

都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

5 警察本部長等の援助

警察本部長等は、配偶者からの暴力を受けている者から、被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

6 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努める。

7 外国人、障害者等への対応

職務関係者は、その職務を行うに当たり、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重しなければならない。

8 検討

改正後の本法の規定については、改正法の施行後3年を目途として、その施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

9 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針

平成16年12月2日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第1号

第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

配偶者からの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にある。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性がある。

配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための不断の取組が必要である。

平成16年に改正された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）の趣旨を踏まえ、国及び地方公共団体が主体的に施策を実施することはもちろんのこと、国民一人一人が、配偶者からの暴力は身近にある重大な人権侵害であることをよく理解し、配偶者からの暴力を容認しない社会の実現に向け、積極的に取り組んでいくことが必要である。

2 我が国の現状

平成13年4月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が制定された。

法が施行され、保護命令の制度や、都道府県の配偶者暴力相談支援センターによる相談や一時保護等の業務が開始されたことにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護について一定の成果が挙げるとともに、この問題に関する社会の認識もかなり高まってきている。

平成16年6月現在で、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしている施設は全国で120施設となっている。

配偶者暴力相談支援センターで受け付けた相談の件数は、平成14年度で35,943件、平成15年度で43,225件となっている。年間の相談件数が2,000件を超える都道府県がある一方で、相談件数が200件に満たない都道府県もあり、大きな地域差が見られる。婦人相談所等における来所による夫等の暴力の相談件数についてみると、平成13

年度で13,071件であったものが、平成15年度には19,243件となっており、相談全体に占める夫等の暴力の割合も19.2パーセントから25.5パーセントと増加している。

婦人相談所一時保護所における入所者のうち、夫等の暴力を入所理由とする者も増加しており、平成13年度においては2,680件であったものが、平成15年度には4,296件となっている。また、警察が対応した配偶者からの暴力相談等の件数は、平成14年で14,140件、平成15年で12,568件となっている。

保護命令の発令件数は、平成14年度で1,282件、平成15年度で1,498件となっている。その内訳を見ると、平成15年度では、接近禁止命令と退去命令が併せて発令された件数が438件、接近禁止命令のみ発令された件数が1,054件、退去命令のみ発令された件数が6件となっている。

こうした法の施行状況も踏まえ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を更に推進するため、配偶者からの暴力の定義の拡大※、保護命令制度の拡充、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）及び都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の策定並びに市町村による配偶者暴力相談支援センター業務の実施及び被害者の自立支援等を内容とする配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第64号）が平成16年5月に制定され、同年12月2日に施行されたところである。今後、改正の趣旨に十分留意して、施策を実施していくことが必要である。

※ 法の改正により、「配偶者からの暴力」は、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むと規定されている。ただし、法第3章及び法第4章については、配偶者からの身体に対する暴力に限るとされていることから、基本方針においても、第2の1(1)及び(2)、同2(1)イ(イ)、同2(5)、並びに別添については、配偶者からの身体に対する暴力に限られている。

3 基本方針及び基本計画策定の目的

基本計画は、広範多岐にわたる配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を、総合的に、かつ、地域の実情を踏まえきめ細かく実施していく観点から、第一線で中心となってこれらの施策に取り組む都道府県が策定するものである。

基本方針は、全国あまねく適切に施策が実施されるようにする観点から、法や制度の概要に触れつつ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策に関する基本的な方針を示したものであり、基本計画の指針となるべきものである。したがっ

て、都道府県が基本計画を策定する際は、基本方針に即しつつ、地域の実情に応じて、必要な事項をその内容に盛り込むことが望ましい。

なお、基本方針は、都道府県の判断により基本計画に独自の施策等を盛り込むことを妨げるものではない。

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者からの暴力についての通報等及びその対応に関する事項

(1) 通報

ア 一般からの通報

配偶者からの暴力は、家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である上、被害者も加害者（配偶者からの暴力が行われた場合における当該配偶者又は配偶者であった者をいう。以下同じ。）からの報復や家庭の事情等様々な理由から保護を求めることをためらうことも考えられる。被害者の保護を図るための情報を広く社会から求めるため、法第6条第1項において、配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないこととされている。

国及び地方公共団体においては、通報についての法の規定とその趣旨等について、様々な機会を利用して啓発に努めることが必要である。

イ 医師その他の医療関係者からの通報

医師その他の医療関係者（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師等。以下「医療関係者」という。）は、日常の業務を行う中で、配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にあることから、医療関係者には、被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待される。

そのため、法第6条第2項においても、医療関係者が業務を行うに当たって配偶者からの暴力の被害者を発見した場合には、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができることとされ、同条第3項により当該通報は守秘義務違反に当たらないとされている。

医療関係者にあつては、この趣旨を踏まえ、配偶者からの暴力の被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

他方で、配偶者からの暴力の被害者の保護は、被害者自身の意思を尊重して行われることが必要である。例えば、被害者の意思に反し通報が行われると、被害者の受診が妨げられたり、被害者の安全が脅かされるおそれもある。そのため、医療関係者は、原則として被害者の明示的な同意が確認できた場合にのみ通報を行うことが望ましい。ただし、被害者の生命又は身体に対する重大な危害が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的

に通報を行うことが必要である。

また、法第6条第4項に規定されているように、医療関係者は、被害者が自らの意思に基づき配偶者暴力相談支援センター、婦人相談員、相談機関等を適切に利用できるよう、これらの関係機関に関する積極的な情報提供を行うことが必要である。

医療関係者が配偶者からの暴力の被害者の適切な保護に積極的な役割を果たすことができるためにも、都道府県において、医療関係者に対し、通報や情報提供に関する法の規定とその趣旨、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談員、相談機関の機能等について、医療関係者向けの広報や研修、医療関係者に対する関係機関の協議会への参加の呼びかけ、医療関係者を対象とした対応マニュアルの作成・配布等様々な機会を利用して周知を行い、医療関係者による通報や情報提供等、関係機関との連携協力を通じた被害者の保護の促進を図ることが望ましい。

(2) 通報等への対応

ア 配偶者暴力相談支援センター

法第7条において、配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとしてされている。

配偶者暴力相談支援センターは、通報を受けた場合、通報者に対し、加害者に知られないように被害者に配偶者暴力相談支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。また、被害者と連絡が取れた場合は、配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容等について説明し、助言を行うことが必要である。

現に被害者に対する危険が急迫していると認められるときは、警察にその旨を通報するとともに、被害者に対し、一時保護を受けることを勧奨するなどの措置を講ずることが必要である。なお、こうした危険が急迫している場合は、都道府県において少なくとも1つの施設で、夜間、休日を問わず対応できることが望ましい。また、加害者が通報者に対し、何らかの報復行為等を行うことも考えられることから、通報者の氏名等を公にすることがないよう十分注意することが必要である。

イ 警察

法第8条において、警察官は、通報やパトロール中での発見等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。

警察において配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。また、被害者の意思を踏まえ、加害者を検挙するほか、加害者への指導警告を行うなど配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置を講ずることが必要である。特に、被害者に対しては、加害者の検挙の有無にかかわらず、事案に応じて、必要な自衛措置その他配偶者暴力相談支援センター等の関係機関や保護命令制度等の教示等配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置について指導及び助言を行うことが必要である。

2 被害者の保護に関する事項

(1) 被害者からの相談等に関する事項

ア 配偶者暴力相談支援センター

(ア) 配偶者暴力相談支援センターの機能

配偶者暴力相談支援センターは、被害者の保護を行う上で中心的な役割を果たす施設であり、法第3条第1項において、都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとするものとされ、同条第2項において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることができることとされている。

同一都道府県内の複数の施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすこととした場合、相互を有機的に連携し、その機能を発揮する観点から、都道府県は、これらの施設の連携の中心となる施設（都道府県が設置する施設に限る。以下「中心施設」という。）を1か所指定することが必要である。当該都道府県内の市町村が設置する施設において配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすこととした場合、中心施設はこれらの市町村の施設との連携にも配慮することが必要である。

なお、自立支援を含む被害者の保護を図る上で、市町村の果たす役割は極めて大きいことから、都道府県及び市町村は十分連携をとり、被害者の保護に積極的に取り組むことが望ましい。

また、配偶者暴力相談支援センターにおいては、加害者が訪問すること等も想定し、安全確保のための対策を講ずることが必要である。

(イ) 相談を受けた場合の対応

法第3条第3項第1号において、配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介することとされている。

配偶者暴力相談支援センターにおいて被害者の相談に当たる職員は、被害者

から電話による相談があった場合には、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、被害者に来所して相談したいとの意向があれば、これを促すことなどが必要である。また、来所した被害者の面接相談を行う場合には、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、被害者の抱える問題を正しく理解して、問題解決に向けて助言を行うことなどが必要である。さらに、保護を受けるか否かについては被害者本人が判断し決定すべきことであることから、被害者に対し、関係機関の業務内容の説明や助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨することなども必要である。

被害者に対する相談・支援を行うに当たっては、被害者の国籍、障害の有無等を問わずプライバシーの保護、安心と安全の確保、受容的な態度で相談を受けること等、被害者の人権に配慮した対応を行うことが必要である。

また、不適切な対応により、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう留意することが必要である。

イ 警察

(ア) 相談を受けた場合の対応

犯罪等による被害を未然に防止し、国民の安全と平穏を確保するため、配偶者からの暴力に関する相談に真摯に対応することが必要であるが、配偶者からの暴力は、身体に対する暴力に限られないことから、警察以外の機関が取り扱うことが適切であるものも含まれていることに留意することが必要である。また、配偶者からの身体に対する暴力に関する相談についても、被害者の保護を適切に行うために、関係機関との連携を強化することが必要である。

警察において配偶者からの暴力が行われていると認めた場合又は暴力が行われるおそれがあると認めた場合は、加害者について、被害者の意思を踏まえ、検挙するほか、加害者への指導警告を行うなど配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置を講ずることが必要である。加害者への措置を講ずるに当たって、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の活用に関し、被害者やその親族、支援者等に対する、同法第2条のつきまとい等の行為がある場合は、警告、禁止命令等の発動を検討することが必要である。

被害者に対しては、事案に応じて、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関、警察本部長等の援助の制度及び保護命令制度等の教示等配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置について指導及び助言を行うことが必要である。

また、法第14条第2項の規定により裁判所から警察に対し書面の提出が求められた場合において、これに速やかに対応することができるよう、警察において、被害者が相談した際の状況及びこれに対して執った措置の内容について、

適切に記録し、保管することが必要である。

なお、配偶者からの暴力により、被害者は、心身ともに傷ついており、自らの被害について積極的に申立てを行うことができないおそれがあり、また警察による対応の過程で更に傷つくおそれがあることなどから、被害者の負担を軽減し、かつ、二次的被害が生じることのないよう、女性警察職員による相談対応、被害者と加害者とが遭遇しないような相談の実施等被害者が相談しやすい環境の整備に努めることが必要である。

(イ) 援助の申出を受けた場合の対応

法第8条の2において、警視總監若しくは道府県本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとするものとされている。

警察においては、被害者から同条の援助を受けたい旨の申出を受けた場合に、申出が相当であると認めるときには、被害者から援助申出書の提出を求め、次に掲げる措置のうち、適切なものを採ることにより援助を行うことが必要である。

- a 被害者に対し、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するため、その状況に応じて避難その他の措置を教示すること。
- b 加害者に被害者の住所又は居所を知られないようにすること。
- c 被害者が配偶者からの暴力による被害を防止するための交渉を円滑に行うための措置（被害者に対する助言、加害者に対する必要な事項の連絡又は交渉場所としての警察施設の供用）。
- d その他申出に係る配偶者からの暴力による被害を自ら防止するために適当と認める援助。

ウ 人権擁護機関

法務省の人権擁護機関では、人権相談所や「女性の人権ホットライン」といった専用電話を設け、配偶者からの暴力を含めた相談を受け付けるほか、被害者から、人権侵犯による被害を受け、又は受けるおそれがある旨の申告等があった場合は、速やかに救済手続を開始する。

上記相談や申告を受け、配偶者からの暴力事案を認知した場合は、人権侵犯事件として所要の調査を行い、配偶者暴力相談支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介などの援助を

し、暴力行為に及んだ者等に対しては、これを止めるよう、事案に応じて、説示、啓発を行うことにより、被害者の保護、救済に努めることが必要である。

(2) 被害者に対する医学的又は心理学的な指導等に関する事項

法第3条第3項第2号において、配偶者暴力相談支援センターは、被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこととされている。

ア 婦人相談所

被害者は、繰り返される暴力の中でPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の障害を抱えることも多く、また、加害者からの追及の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的に不安定な状態にある。同伴者も同様に心理的被害を受けている場合も多い。こうした被害者に対する医学的又は心理学的な援助については、事案に応じ、医師、心理判定員、婦人相談員、看護師等、相談・保護に関わる職員が連携して行うことが必要である。

婦人相談所においては、心身に大きな被害を受けている被害者に対して、心理判定員等による心理学的諸検査や面接を行い、被害者の心理的な被害の状況を把握して、事案に応じた心理学的側面からの指導等を行うことが必要である。

また、疾病等の有無や診療の要否について、医学的な面から判定し、被害者の心身の健康状態を踏まえて、今後の必要な措置について検討するなど、適切に対応することが必要である。

イ 女性センター等

いわゆる「女性センター」等については、本来、被害者に対して医学的又は心理学的な指導を行うことを目的に設置されたものではないが、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす施設においては、婦人相談所等と連携して、被害者の心身の健康を回復させるための必要な対応をとることが望ましい。

ウ 児童相談所

平成16年4月に公布され、同年10月に施行された児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第30号）において、児童虐待の定義の見直しが行われ、子どもの目前で配偶者に対する暴力が行われること等、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に含まれること等が明確にされ、適切な対応を講じていくこととされている。

児童相談所においては、医学的又は心理学的なケアを必要とする子どもに対しては、精神科医や心理判定員等が連携を図りながら、個々の子どもの状況に応じてカウンセリング等を実施することが必要である。

また、婦人相談所に入所している子どもであっても、婦人相談所等と連携して、子どもの面前で配偶者に対する暴力が行われること等による心理的外傷の状

況等を踏まえ、通所や訪問という形をとりながら、個別的な心理療法や集団療法等の援助を行うなど、子どもの状況に応じ適切に対応することが望ましい。

(3) 被害者の保護に関する事項

法第3条第3項第3号及び同条第4項において、被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族）の一時保護を、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとされている。

ア 婦人相談所

婦人相談所における一時保護については、被害者本人の意思に基づき、(ア)適当な寄宿先がなく、当該者に被害が及ぶことを防ぐため緊急に保護することが必要であると認められる場合、(イ)一時保護所での短期間の生活指導、自立に向けた援助が有効であると認められる場合、(ウ)心身の健康回復が必要であると認められる場合等に行うものである。

また、一時保護の期間は、援助の施策のうちどれが最も適当であるかを決定し、婦人保護施設や母子生活支援施設への入所等の措置が執られるまでの間や短期間の指導、援助を行うために必要な最小限の期間としているが、入所者の状況により、事案に応じて、弾力的に対応するよう配慮することが必要である。

同伴する子どもについては、男子高校生など婦人相談所で保護することが適当でないと判断される場合には、児童相談所の一時保護所で保護するなど、児童相談所等関係機関との連携を図ることが必要である。

一時保護に当たっては、被害者本人の状況、同伴者の有無等を勘案し、婦人保護施設や母子生活支援施設等、状況に応じ適切な一時保護委託先で保護するなどの対応を行うことが必要である。

一時保護の受入れに当たっては、入所者の緊張と不安を緩和し、安心して援助を受けることができるという気持ちを持てるよう留意することが必要である。また、入所者の疾病や心身の健康状態等により、医療的ケアや心理的ケアを行うなど、適切な職員を配置し、心理判定員、婦人相談員等関係する職員が連携して問題の整理・解決を図ることが必要である。

一時保護は被害者本人からの依頼のほか、福祉事務所、警察、児童相談所等の関係機関からの依頼があるが、被害者は金銭や保険証等を所持せずに保護となる場合も多く、また、被害者及び同伴する子どもに対する加害者からの追及のおそれ等もあることから、福祉事務所、警察等関係機関と速やかに連絡を取るなど、緊密な連携を図ることが必要である。

被害者の支援については、加害者等の追及から逃れるため、県外の施設で保護する広域措置も増加しており、都道府県域を越えた広域的な連携が必要である。そうした連携を行う際は、費用負担の問題を含め、地方公共団体間において適切

に対応できるよう、保護の実施責任等の明確化を図ることが必要である。

また、被害者が相談等を行った機関の所管区域を越えて、他の区域での保護を希望する場合は、移管先の機関に当該事案の相談内容及び対応状況に関する情報を的確に提供し、被害者が円滑に支援を受けられるよう配慮することが必要である。

また、法における被害者は女性であるか、男性であるかを区別していないことから、男性の被害者も配偶者暴力相談支援センターを利用することができるが、一時保護については、あらかじめ、男性の被害者の保護に適した施設を委託先として検討し、必要な場合に一時保護の委託を行う等の対応を行うことが望ましい。

イ 被害者の一時保護を委託する施設

婦人相談所一時保護所における一時保護の件数は年々増加しており、その受入れが困難となっている場合には、民間シェルター等に対する一時保護委託の拡充等の対応が必要である。一時保護委託契約を締結している施設数は、120施設（平成15年3月1日現在）から168施設（平成16年3月1日現在）へと大幅に増加しており、委託契約施設の種別を見ると、婦人保護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童養護施設、軽費老人ホーム、救護施設、民間団体等となっている。

一時保護委託は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」（平成13年告示第254号）を満たす者に委託して行うものとされている。また、一時保護委託施設における食事の提供、保健衛生、防災及び被服等の支給については、一時保護所と実質的に同等の水準のものとなるようにするとともに、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性、安全の確保や秘密の保持等に関する研修を受けた職員により入所者の保護を行うことが必要である。

一時保護後、婦人保護施設や母子生活支援施設への入所など、次の段階の援助の施策に移行するために、婦人相談所と一時保護を委託された施設は、入所者の処遇等について緊密な連携を図ることが必要である。

ウ 婦人保護施設等

法第5条において、都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができるとされている。

単身で保護された被害者については、婦人相談所一時保護所を退所した後、必要な場合は婦人保護施設への入所等の措置を執ることが必要である。婦人保護施設においては、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。

なお、婦人保護施設が設置されていない地方公共団体においては、その必要性の有無について、不断に吟味することが必要である。

また、被害者に同伴する子どもがいる場合は、母子生活支援施設への入所等の措置を執ることが必要である。母子生活支援施設においては、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。

(4) 被害者の自立の支援に関する事項

法第3条第3項第4号において、配偶者暴力相談支援センターは、被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、また、同項第6号において、被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこととされている。

これらの規定については、被害者が自立して生活することを促進するための援助に係る配偶者暴力相談支援センターの業務について、具体的な例示を含めて規定することによって明確化を図り、その一層適切な実施を図ることを目的に設けられたものである。関係機関との連絡調整については、日ごろから連携協力の体制を整備するため配偶者暴力相談支援センターが中心となって関係機関の協議会を設置することや、配偶者暴力相談支援センターに相談に来た被害者について、個別に関係機関と連絡を取り、自立支援のために必要な措置が適切に行われるよう調整を行うことが望ましい。

配偶者暴力相談支援センターにおいては、以下に掲げる情報提供等の事務を適切に行うことが必要である。

ア 就業の促進

被害者の自立を支援する上で、被害者の就業に向けた支援を促進することが極めて重要である。配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者の状況に応じて公共職業安定所、職業訓練施設、職業訓練制度等についての情報提供と助言を行い、事案に応じて当該関係機関と連絡調整を行うなど、被害者の就業に向けた支援に努めることが必要である。

公共職業安定所や職業訓練施設においても、被害者の自立支援のために適切な対応を講ずるよう努めることが必要である。

また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の対象となるので、こうした機能の活用についても積極的に促すことが必要である。

イ 住宅の確保

被害者の自立を支援するためには、被害者の居住の安定を図ることは極めて重要である。このため、国及び地方公共団体はこのような被害者が自立して生活することができるように、受け皿となる住宅の確保に努めることが必要である。

特に公営住宅への入居については、地方公共団体において、地域の住宅事情や

公営住宅ストックの状況等を総合的に勘案しつつ、優先入居や被害者が若年単身である場合に対応した目的外使用の実施などについて特段の配慮を行うことが必要である。その際、地方公共団体の内部において公営住宅の事業主体、福祉部局、配偶者暴力相談支援センター等の関係者の間で緊密な連携を図り、被害者の自立支援のために適切な対応を講ずるよう努めることが必要である。

国においては、民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合、民間の家賃債務保証会社等に関する情報の提供について、配偶者暴力相談支援センターとの連携を図るよう、民間賃貸住宅にかかわる団体に対する要請に努める。

配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者に対し、事案に応じ、住宅の確保について情報提供等を行うことが必要である。

ウ 援護

生活保護制度は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により、保有する資産、能力等あらゆるものを活用しても、なお最低限度の生活を維持することができない者に対して、最低生活費の不足分に限って保護費を支給するとともに、その自立を助長するものである。

配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者に対し、事案に応じ、生活保護制度の適用について、福祉事務所に相談するよう、情報提供等を行うことが必要である。

また、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく母子生活支援施設における保護の実施、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定に基づく児童扶養手当の支給について、情報提供等を行うことが必要である。

なお、法による婦人相談所が行う一時保護の施設の入所者については、他に居住地がない限り、居住地がない者と認定し、現在地保護を行うため、その場合は、当該施設の所在地を所管する保護の実施機関が生活保護の実施責任を負うことが必要である。

エ 健康保険

配偶者暴力相談支援センターは、被害者から医療保険に関わる相談があった場合、以下について、事案に応じた情報提供等を行うことが必要である。

- (ア) 健康保険においては、被扶養者は被保険者と生計維持関係にあることが必要であり、生計維持関係がなければ被扶養者から外れること。
- (イ) 国民健康保険組合の行う国民健康保険においては、組合員の世帯に属していなければ、その対象から外れること。
- (ウ) 被害者は、被害を受けている旨の証明書を持って保険者へ申し出ることにより、被扶養者又は組合員の世帯に属する者から外れること。
- (エ) 被害を受けている旨の証明書は、婦人相談所が発行すること、また、子ども

などの家族を同伴している場合には、その同伴者についても証明書を発行すること。

- (カ) 被扶養者又は組合員の世帯に属する者から外れた場合には、年金の第3号被保険者については、第1号被保険者となる手続が必要になること。
- (キ) 市町村の行う国民健康保険においては、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、配偶者とは別の世帯として、国民健康保険に加入することが可能であり、市町村において相談すべきこと。

オ 国民年金

配偶者暴力相談支援センターは、被害者から国民年金に関する相談があった場合、以下について、事案に応じた情報提供等を行うことが必要である。

- (ア) 被害者が国民年金の第3号被保険者（会社員、公務員などの被扶養配偶者）であって、当該被害者がその配偶者の収入により生計を維持しなくなった場合は、第3号被保険者から第1号被保険者となる手続が必要となること。
- (イ) 上記の手続きは、現在住んでいる市町村において行うこと。その際、年金手帳が必要となること。
- (ウ) 第1号被保険者になった場合は、自らが保険料を負担する義務が生じること。
- (エ) また、生活保護法による扶助を受けている場合や、経済的に保険料の納付が困難な場合等は、保険料の免除制度等があることから、市町村において相談すること。

カ 同伴する子どもの就学

被害者の保護と自立の支援を図る上で、同居する子どもの就学に関する問題は、極めて重要である。今般、被害者と同居する未成年の子どもに対しても接近禁止命令の発令が可能とされたことから、配偶者暴力相談支援センターは、制度の趣旨及び概要について、教育委員会及び学校に周知を図ることが必要である。配偶者暴力相談支援センターは、被害者や被害者と同居している子どもに対して接近禁止命令が発令された場合にはその旨を学校に申し出るよう被害者に促すことが必要である。

また、教育委員会や学校は、被害者の子どもの転校先や居住地等の情報を適切に管理することが必要である。

配偶者暴力相談支援センターは、教育委員会や学校と連携し、被害者に対し、必要に応じ、同居する子どもの就学について情報提供等を行うことが必要である。

キ 住民基本台帳の閲覧等の制限

配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対し、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、以下の措置が執られていることについて、事案

に応じ、情報提供等を行うことが必要である。

(7) 措置の目的

配偶者からの暴力及びストーカー行為等の被害者を保護するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条）、住民票の写し等の交付（同法第12条）及び戸籍の附票の写しの交付（同法第20条）について、不当な目的により利用されることを防止する。

(イ) 申出の受付

市区町村長は、配偶者からの暴力及びストーカー行為等の被害者から、(ウ)に掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付ける。

申出を受け付けた市区町村長は、支援措置の必要性について、警察等の意見を聴き、確認する。

(ウ) 支援措置

加害者が判明している場合、加害者からの請求については、「不当な目的」（住民基本台帳法第11条、第12条及び第20条）があるものとし、交付しない又は閲覧させないこととする。

一 その他の第三者からの請求については、加害者が第三者になりすまして行う請求に対し交付する又は閲覧させることを防ぐため、住民基本台帳カード等の写真が貼付された身分証明書の提示を求めるなど、本人確認をより厳格に行う。

また、加害者からの依頼を受けた第三者からの請求に対し交付する又は閲覧させることを防ぐため、請求事由についてもより厳格な審査を行う。

ク その他配偶者暴力相談支援センターの取組

配偶者暴力相談支援センターは、各々の実情を踏まえ、事案に応じ、離婚調停手続についての相談対応、弁護士による法律相談窓口の紹介や、被害者の状況に応じ関係機関への付き添いを行うことなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。

(5) 保護命令制度の利用等に関する事項

ア 保護命令制度の利用

法第3条第3項第5号において、配偶者暴力相談支援センターは、保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこととされている。

配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対し、保護命令制度について説明し、被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行い、被害者が円滑に保護命令の申立てができるようにすることが必要である。

また、関係機関への連絡については、必要に応じ、配偶者暴力相談支援センタ

一が地方裁判所に対し、配偶者暴力相談支援センターの連絡先、裁判所内で加害者が被害者を待ち伏せするおそれがあることから警備が必要であること、及び配偶者暴力相談支援センターの関係者が申立人の裁判所への出頭に付き添うことなどを連絡することが考えられる。

なお、保護命令の具体的な手続は、別添のとおりである（別添参照）。

イ 保護命令の通知を受けた場合の対応

法第15条第3項において、保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとされている。

警察において法第15条第3項による通知を受けた場合は、速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、配偶者からの暴力による危害を防止するための留意事項及び緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。被害者の親族、支援者等の生命又は身体に危害が及ぶおそれがあると認められるときは、被害者の承諾を得た上で、これらの者に対し、被害者に対する保護命令が発せられていることを教示し、加害者による危害から自らの生命又は身体の安全を確保するための措置を教示することが必要である。

また、加害者に対しても、保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

(6) 民間団体との連携に関する事項

法第3条第5項において、配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとするとしている。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護については、この問題に取り組む民間団体も大きな役割を担っており、被害者の多様な状況に対応するためには、このような民間団体と配偶者暴力相談支援センターとが適宜連携を取りながら対応することが必要である。

ア 婦人相談所

婦人相談所は一時保護の委託先となっている民間団体と連携を図り、できるだけ、被害者にとって安全で利用しやすい場所で保護できるように対応することや、入所者の処遇等について連携を図ること等、実情に応じて民間団体の協力を得ながら被害者の問題解決に向けて協力することが必要である。

また、都道府県においては、婦人相談所を始め各関係機関で被害者の相談等に従事する職員に対する専門研修を実施し、婦人相談所においては、福祉事務所、女性センター、婦人保護施設、民間団体等様々な関係機関との連携を強化するため、連絡会議やケース検討会議等を開催するネットワークを整備するなど、被害

者に対する各種支援のための事業を実施しており、こうした事業の実施に当たっては、民間団体を含め関係機関との連携を図ることが必要である。

イ 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センター

婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいても、実情に応じて民間団体と連携を図りながら被害者の保護に取り組むことが必要である。

民間団体との連携の例としては、相談業務、広報啓発業務、同行援助等の自立支援、研修等における専門的知見の活用、関係機関の協議会への参加の招請等様々なものが考えられる。どのような連携を行うかは、配偶者暴力相談支援センターの状況、当該地域に存在する民間団体の状況、個々の被害者の状況等個別の事案に即して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を効果的に行う観点から、それぞれの配偶者暴力相談支援センターにおいて判断することが望ましい。

(7) 婦人相談員の役割に関する事項

法第4条において、婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる」とされている。

婦人相談員は、婦人相談所、福祉事務所等において配偶者からの暴力の被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

また、被害者は不安感を抱えながら相談に訪れることが多いため、被害者にとっての安全を第一に考え、秘密が守られる環境の中で、その訴えが十分受け入れられることが重要である。したがって、婦人相談員は被害者の立場に立って共に問題解決を図ろうとする援助者であることについて被害者の理解を得ること、信頼関係に基づいて援助を行うことが必要である。

さらに、問題の解決に当たっては、被害者自らが選択、決定することが基本であり、婦人相談員は、このために必要な情報を提供し、適切な助言を行うことが必要である。また、被害者の自立の促進、保護命令制度の利用、保護施設の利用等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整等、法第3条第3項各号に規定されている業務について中心的な役割を担うものであり、こうした各種の援助が的確に実施されるよう、関連の法律や施策、制度等について十分な知識を有するよう努めることが必要である。

(8) 福祉事務所の役割に関する事項

法第8条の3において、福祉事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。

福祉事務所においては、生活保護法の規定により、保有する資産、能力等あらゆるものを活用しても、なお最低限度の生活を維持することができない者に対して、最低生活費の不足分について保護費を支給するとともに、その自立を助長すること

が必要である。

また、児童福祉法の規定により、児童及び妊産婦の福祉に関する事項について、相談に応じ、必要な調査を行うこと、母子生活支援施設における保護を実施することが必要である。さらに、母子及び寡婦福祉法の規定により、母子自立支援員等が、母子家庭の母又はこれに準ずる状態にある者の自立支援を図るため、職業能力の向上及び求職活動等、就業についての相談や生活相談に積極的に応じること、及び児童扶養手当法の規定に基づく児童扶養手当の支給を行うことが必要である。

3 関係機関の連携協力に関する事項

法第9条において、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとするとしている。

被害者の保護及び自立支援を図るためには、法に掲げられた機関を始め、人権擁護委員や被害者の保護及び自立支援に関する施策を所管する関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

このためには、配偶者暴力相談支援センターを中心とした関係機関の協議会の設置、被害者の保護及び自立支援のモデルケースを想定し、マニュアル等の形で関係機関の相互の協力のあり方をあらかじめ決めておくことなどが有効であると考えられる。

自立支援を含む被害者の保護を図る上で、被害者と身近に接する立場にある市町村の主体的な取組も極めて重要である。市町村の関係機関も、法において市町村の関係機関が明記された趣旨を踏まえ、他の関係機関と連携を図りながら協力するよう努めることが必要である。

被害者に対する加害者の追及が激しい場合等は、市町村又は都道府県の枠を超えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられ、こうしたことを想定して、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

また、被害者の子どもについて、必要に応じ、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）による措置が講じられるよう、関係機関は、児童相談所、福祉事務所等との連携を推進することが望ましい。

被害者が不法滞在外国人である場合には、関係機関は地方入国管理局と十分な連携を図りつつ、被害者に対し適切な対応をとることが必要である。

4 職務関係者による配慮・研修及び啓発に関する事項

法第23条第1項において、配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（以下「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無

等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならないとされている。

また、同条第2項において、国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとするとしている。

職務関係者においては、配偶者からの暴力は外部からその発見が困難な家庭内で行われるため潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあり、被害が深刻化しやすいという特性等を十分理解した上で、被害者の置かれた立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者が配偶者からの暴力により心身とも傷ついていることに十分留意することが必要である。こうしたことに対する理解が不十分なため、被害者に対して不適切な対応をすることで、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。

また、職務関係者が職務を行う際は、被害者の安全の確保を第一に考えつつ、例えば、加害者の元から避難している被害者の居所が加害者に知られてしまう、あるいは被害者を支援している者の氏名等が加害者に知られてしまうといったことのないよう被害者及びその支援者に関する秘密の保持に十分配慮することが必要である。

また、加害者の元から避難している被害者と同居する子どもが通学する学校や通所する保育所においては、被害者から申出があった場合には、関係機関と連携を図りつつ、加害者に対して被害者の居所が知られることがないように、十分配慮することが必要である。

外国人や障害者である被害者等の人権の尊重が必ずしも十分徹底されていないとの指摘があることを踏まえ、法においては、職務関係者は、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重しなければならないことが確認されたところである。法が対象としている被害者には、日本在住の外国人（在留資格の有無を問わない。）や障害のある者も当然含まれていることに十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

職務関係者に対する研修及び啓発においては、以上に述べたとおり、配偶者からの暴力の特性や被害者のおかれた立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。

特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。また、相談員については、その職務の特性から、職務遂行の過程でいわゆる「バーンアウト（燃え尽き）」状態等心身の健康が損なわれることがあり、こうしたことのないよう配慮することが必要である。

国においては、上記の事項に十分配慮して、職務関係者に対する研修の実施、相談の手引等の作成・配布、ホームページを通じた職務執行に資する情報の提供等に積極

的に努める。

5 苦情の適切かつ迅速な処理に関する事項

法第9条の2において、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとするとしている。

苦情の処理に当たっては、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や信頼性、適正性の確保を図ることが必要である。

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。関係機関において、苦情処理制度が設けられている場合には、その制度に則して処理を行うことが必要である。

6 教育啓発に関する事項

法第24条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとするとしている。

配偶者からの暴力の防止の観点からは、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが必要である。啓発は国民各界各層を対象に行うことが必要であるが、啓発を行うに当たっては、配偶者からの暴力には、身体に対する暴力のみならずいわゆる精神的暴力及び性的暴力も含まれることに留意することが必要である。

例えば、配偶者からの暴力の実態や配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること、被害者の保護のための仕組み等について啓発を行うことが考えられる。

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。

啓発の方法については、ポスター・パンフレットの作成・配布の他にも、シンポジウムの開催や、地域における各種団体の研修会や講座等の機会を活用するなど様々な方法が考えられる。こうした啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

配偶者暴力相談支援センターの連絡先等については、加害者の目につきにくい方法を工夫するなど、被害者の立場に立った広報を行うことが必要である。また、外国人や障害者である被害者に対しても、適切な情報が提供されるよう留意することが必要である。

さらに、配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育や男女平等の理念に基づく教育を促進することが必要である。

国においては、上記の事項に十分配慮して、毎年11月12日から2週間にわたって実施している「女性に対する暴力をなくす運動」を中心として、ポスター・パンフレットの作成・配布、テレビ等を通じた積極的な啓発に努める。また、毎年12月4日から1週間にわたって実施している「人権週間」においては「女性の地位を高めよう」を強調事項に掲げるなど、積極的な国民への広報啓発に努める。さらに、配偶者からの暴力の防止につき教職員等に対する理解の促進にも努める。

7 調査研究の推進等に関する事項

法第25条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとするとしている。なお、調査研究に当たり、被害者と接する必要がある場合は、被害者の心身の状況、その置かれている環境等に十分配慮することが必要である。

(1) 加害者の更生のための指導について

調査研究に当たっては、加害者の更生のための指導としてどのようなものが有効であるかについては未解明な部分が多く、場合によっては、被害者にとって非常に危険なものとなり得ることについても十分留意することが必要である。

加害者の更生のための指導の方法によっては、加害者が、更生のための指導を受けているという事実をもって、被害者やその関係者に事実と反し加害者が更生したとの錯覚を与えるおそれがある。また、更生のための指導を受けたことで保護命令の対象となる暴力の範囲を学習し、それに当たらない言葉による脅しなどを行うようになるおそれもある。

国においては、これまで諸外国の加害者の更生のための指導に関する制度や被害者の保護を図る観点から、加害者の更生のための指導に関するプログラムが最低限満たすべき基準及びその実施に際して最低限留意すべき事項について調査研究を行ったところである。また、「ドメスティック・バイオレンス（DV）の加害者に関する研究」（法務総合研究所）として、配偶者からの暴力等が刑事事件となった事案を取り上げて分析調査等を実施し、我が国における配偶者からの暴力等の実態を把握するとともに、それを引き起こす要因等を探求し、とりわけ加害者に焦点を当ててその特性を明らかにした上、更生のための指導方法を見極めることなどを目的とした研究を行ったところである。

国においては、上記の事項に十分配慮して、被害者の安全を第一に考えつつ、調査研究の推進に努める。

(2) 被害者の心身の健康の回復について

被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、調査研究の推進に努めることが必要である。

国においては、厚生労働科学研究費補助金による研究事業として、平成13年度から平成15年度までの3か年を研究期間として、配偶者からの暴力の被害を受けた女性及びその子どもを対象に、被害の実態を精神健康の観点を中心に広く調査研究する「DV被害者における精神保健の実態と回復のための援助の研究」を実施し、また、平成14年度から平成16年度までの3か年を研究期間として、配偶者からの暴力において母子ともに被害を受けることによる、子どもへの心理的影響を明らかにし、その後の発達、社会適応上の問題を明らかにするとともに、援助方法を検討する「母親とともに家庭内暴力被害を受けた子どもへの心理的支援のための調査」を実施しているところである。

さらに、平成16年度から平成18年度までの3か年を研究期間として、配偶者からの暴力の被害を受けた母子を対象として、精神医学的・心理学的援助の観点を含め居住先の確保、就労など具体的な生活の再建を目指した、総合的な支援策を講ずるための調査研究として「家庭内暴力被害者の自立とその支援に関する研究」を実施しているところである。国においては、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、引き続き調査研究の推進に努める。

(3) 人材の育成等

被害者の保護に係る人材の育成及び資質の向上については、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

8 民間の団体に対する援助等に関する事項

法第26条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとするとしている。

配偶者からの暴力の防止及び自立支援を含む被害者の適切な保護は、国及び地方公共団体において主体的に取り組んでいるところである。

しかしながら、民間の支援団体の中には、旧法が制定される以前からこの問題に取り組むなど、被害者保護のための豊富なノウハウを有し積極的に被害者の保護に取り組んでいる団体も多くある。また、弁護士会や医師会等の理解と協力は、被害者の保護、自立支援を図る上で重要である。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国及び地方公共団体と民間団体等とが緊密に連携を取りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。

連携の例としては、一時保護の委託及びそれ以外の緊急一時的な保護、相談業務、広報啓発業務、同行援助等の自立支援、研修等における専門的知見の活用、関係機関の協議会への参加の招請等様々なものが考えられるが、どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態を踏まえ、地方公共団体において判断することが望ましい。

また、それぞれの地域における配偶者からの暴力の状況、公的な施設の状況、当該民間団体等への援助の必要性、適格性等を踏まえ、地方公共団体の判断において、連携内容に応じ、情報提供、資料の提供、財政的援助等の必要な援助を行っていくことが望ましい。

国においては、上記の事項に十分配慮して、民間団体等に対し、各種の調査報告書の配布やホームページを通じた情報の提供、研修会等の講師として民間団体の代表を招へいするなど連携を取りつつ積極的な施策の展開に努める。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針の見直し

法の施行後3年を目途として、その施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとされていることから、基本方針についても策定後3年を目途に見直すこととする。その際は、被害者の保護に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取する。

なお、特別の事情がある場合は、3年を待たず見直すこととする。

2 基本計画の策定の手続等の指針

(1) 基本計画の策定

ア 関係部局の連携

基本計画の策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。

イ 関係者からの意見聴取

基本計画の策定に当たっては、被害者の保護に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。その際は、上記(1)に掲げる基本計画の策定に準じた対応をとることが必要である。

また、見直しは、それまでの施策の実施状況等を勘案して行うことが必要である。

なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

第1 概要

保護命令の制度とは、「配偶者からの身体に対する暴力」を受けた被害者が、更なる「配偶者からの身体に対する暴力」を受けることによりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合に、被害者の生命又は身体の安全を確保することを目的として、裁判所が、配偶者に対し、①被害者への接近等の禁止、②被害者の子への接近等の禁止又は③被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去等を内容とする「保護命令」を発令し、配偶者がこれに違反した場合には刑事制裁を加えることで、被害者の生命又は身体の安全を確保しようとする制度である（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「法」という。）第4章）。

第2 保護命令の種類

1 接近禁止命令（法第10条第1項第1号）

配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（3の退去命令の対象となる被害者と配偶者が生活の本拠を共にする住居を除く。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものである。

2 子への接近禁止命令（法第10条第2項）

配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令された接近禁止命令の有効期間が経過する日までの間、被害者とその成年に達しない子が同居する住居（3の退去命令の対象となる被害者と配偶者が生活の本拠を共にする住居を除く。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものである。

配偶者が被害者の子へ接近することは、一般的には、被害者の生命又は身体に危害が加えられるおそれを直接に生じさせる行為ではないことから、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第64号。以下「改正法」という。）による改正前においては、保護命令による禁止行為とはされていなかったが、例えば、配偶者が被害者の幼年の子をその通園先等において連れ去り、配偶者の元に連れ戻してしまうと、その子の身上を監護するために被害者が自ら配偶者に会いに行かざるを得なくなるなど、被害者が配偶者との面会を余儀なくされると認めるべき場合があり、そのような場合には、被害者への接近禁止命令が発せられていても、被害者と配偶者が物理的に接近することにより被害者が配偶者から更に身体に対する暴力を加えられる危険が高まり、その効果が減殺されてしまうことがあり得ることから、改正法により、被害者への接近禁止命令の効果が減殺されることを

防止するため、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者の子への接近禁止命令が設けられたものである。

3 退去命令（法第10条第1項第2号）

配偶者に対し、命令が効力を生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものであり、改正法により退去の期間が2週間から2月間に延長されるとともに、当該住居の付近をはいかいすることの禁止が加えられたものである。

第3 保護命令の申立ての手續

1 申立人

- (1) 保護命令の申立てをすることができるのは、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者（「被害者」）である（法第10条第1項本文）。
- (2) 「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む（法第1条第3項）。

また、改正法により、「配偶者からの暴力」については、身体に対する暴力に限らず、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を含むものとされているが（法第1条第1項）、保護命令の手續の対象となるのは、改正法による改正前と同様、配偶者からの「身体に対する」暴力を受けた被害者に限られる（法第10条第1項柱書）。「身体に対する暴力」とは、身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう（法第1条第1項）。

- (3) さらに、改正法による改正前は、元配偶者に対して保護命令を発令することは認められていなかったが、配偶者からの身体に対する暴力を受けた場合にあっては、離婚直後の時期が一連の身体に対する暴力の危険が最も高まる時期であると指摘されていること、配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に離婚をした場合にあっては、婚姻中の身体に対する暴力と離婚後において配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力は、一体的なものとして評価することが可能であることなどの理由から、改正法により、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であっても、3（1）の要件を満たすときは、当該配偶者であった者に対して保護命令を発令することができることとされたものである（第10条第1項柱書）。

2 管轄裁判所

保護命令の申立てに係る事件（以下「保護命令事件」という。）は、次の地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- (1) 相手方である「配偶者」の住所の所在地（法第11条第1項）
- (2) 日本国内に相手方の住所がないとき又は住所が知れないときは、その居所の所在

地（同項）

- (3) 申立人の住所又は居所の所在地（同条第2項第1号）
- (4) 保護命令の申立てに係る「配偶者からの身体に対する暴力」が行われた地（同項第2号）
- (5) 被害者の子への接近禁止命令の申立てに係る事件については、被害者への接近禁止命令を発令する裁判所又は発令した裁判所（法第10条第2項）

3 保護命令発令の要件

保護命令が発令される要件は、次のとおりである。

(1) 保護命令に共通の要件

申立人である被害者が配偶者からの「更なる」身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力）によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいこと（同項本文）

元配偶者に対する保護命令の発令の要件が「引き続き」身体に対する暴力を受けるおそれ大きいこととされているのは、婚姻継続中の身体に対する暴力との一体性が必要であることによるものと考えられる。

(2) 被害者の子への接近禁止命令の発令のため特に必要とされる要件

ア 裁判所が(1)の要件があることを認めて、接近禁止命令を発令したこと又は同時に発令すること（法第10条第2項本文）

イ 被害者がその成年に達しない子（以下単に「子」という。）と同居していること（同項本文）

ウ 被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要であると認められること（同項本文）

なお、この必要性の認定は、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の客観的事実の存在により認められる必要がある。

エ 子が15歳以上であるときは、その同意があること（同項ただし書）

一定の判断能力を備えていると認められる15歳以上の子については、その意思を十分に尊重するために、その子の同意がある場合に限り、被害者の子への接近禁止命令を発令することとされたものである。

4 申立ての方法等

(1) 保護命令の申立ての方法

保護命令の申立ては、書面（申立書）でしなければならない、その記載事項は、配偶者暴力に関する保護命令手続規則（平成13年最高裁判所規則第7号。以下単に「規則」という。）の定める形式的記載事項（第1条参照）のほか、次のとおりである（法第12条第1項）。なお、これらの事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処せられる（法第30条）。

ア 配偶者からの身体に対する暴力を受けた状況

イ 配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力）により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

ウ 被害者の子への接近禁止命令の申立てをする場合にあつては、被害者が同居している子に関して配偶者（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者）と面会することを余儀なくされることを防止するため被害者の子への接近禁止命令を発令する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

エ 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの身体に対する暴力に関してアからウまでの事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無

オ エにおいて相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があるときは、次の事項

(ア) 当該配偶者暴力相談支援センター又は警察職員の所属官署の名称

(イ) 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

(ウ) 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

(エ) 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

(2) 保護命令の申立てに当たって提出すべき資料

(1) の申立書に(1) オの事項の記載がない場合には、申立書には、(1) アからウまでの事項についての申立人の供述を記載した公証人の宣誓認証のある書面を添付しなければならない。(法第12条第2項)。

「宣誓認証」とは、書面の作成名義人が、公証人の面前において、その書面の記載の真実であることを宣誓した上で、その書面に署名若しくは押印し、又はその書面にある署名若しくは押印が自己の意思に基づくものであることを認めたことを、公証人が認証することをいう（公証人法第58条ノ2第1項）。

公証人の宣誓認証を得るためには、公証人役場において、公証人に対し、宣誓認証の囑託をすることになる（公証人法第1条第2号、第60条、第28条）。書面の記載の虚偽であることを知って宣誓をした者は、10万円以下の過料に処せられる（公証人法第60条ノ5）。

なお、法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に宣誓認証を行わせることができる（法第20条）。

(3) 保護命令の申立ての手数料等

保護命令の申立てに要する手数料は、1,000円である（民事訴訟費用等に関する法律第3条、別表第一の一六の項）。手数料は、申立書に収入印紙をはって納めなければならない（同法第8条本文）。

また、(2)の申立人の供述を記載した書面について公証人の宣誓認証を嘱託するための手数料は、1万1,000円である（公証人手数料令第34条第1項・第2項）。

第4 保護命令事件の審理

裁判所は、保護命令事件については、速やかに裁判することが要請されている（法第13条）。

保護命令を発令するには、相手方に反論の機会を保障する趣旨から、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経ることが原則とされているが、期日を経ることにより被害者の生命又は身体の安全の確保という保護命令の申立ての目的を達することができないときは、これらの期日を経ることなく、書面審理のみで保護命令を発令することができる（法第14条第1項）。

第5 保護命令の裁判とその効力

保護命令の申立てについては、裁判所は、理由を付した決定（口頭弁論を経ない場合には、理由の要旨を示した決定）により裁判することとされ（法第15条第1項参照）、保護命令の申立てに理由があると認めるときは、保護命令を発令しなければならない（法第10条第1項参照）。

保護命令の効力は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した期日における言渡しによって生じる（法第15条第2項）。

保護命令の効力が生じた後に相手方が保護命令に違反した場合、保護命令は執行力を有しないものとされているため（法第15条第4項）、民事上の強制執行の対象とはならないが、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金という刑事上の制裁の対象となる（法第29条）。

第6 保護命令の裁判に対する不服申立て

保護命令の申立てについての裁判に対しては、その裁判の告知を受けた日から1週間が経過するまでの間、即時抗告により不服を申し立てることができる（法第16条第1項、第21条、民事訴訟法第332条）。

この場合、保護命令の効力は停止されないのが原則であるが、即時抗告の申立人が、保護命令の効力の停止を申し立て、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明（裁判官に事実の存否に関し高度の蓋然性についての確信を抱かせる「証明」には至らないが、事実の存否に関し一応確からしいという蓋然性の心証を抱かせるもので足りると解されている。）があったときに限り、抗告裁判所（原裁判所

の所在地を管轄する高等裁判所）又は記録の存する原裁判所（保護命令を発令する裁判をした地方裁判所）は、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる（法第16条第3項）。

なお、接近禁止命令について即時抗告があり、その効力の停止が命じられる場合において、接近禁止命令を前提とする被害者の子への接近禁止命令も発令されているときは、停止を命ずる裁判所は、被害者の子への接近禁止命令の効力の停止をも命じなければならない（同条第4項）。

第7 保護命令の取消し

1 抗告裁判所による取消し

保護命令を発令する裁判に対する即時抗告が申し立てられた場合において、抗告裁判所が保護命令の取消しの原因となる事情があると認めたときは、保護命令を取り消すこととなる。

また、接近禁止命令についての即時抗告を認めてこれを取り消す場合において、被害者の子への接近禁止命令も発令されているときは、抗告裁判所は、被害者の子への接近禁止命令をも取り消さなければならない（法第16条第6項）。

2 当事者の申立てによる取消し

保護命令を発令した裁判所は、次の場合には、保護命令を取り消さなければならない（法第17条第1項）。

- (1) 保護命令の申立てをした被害者が、保護命令の取消しを申し立てた場合（同項前段）
- (2) 接近禁止命令又は被害者の子への接近禁止命令にあつては、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して3月を経過した後に、退去命令にあつては、退去命令の効力が生じた日から起算して2週間を経過した後に、これらの命令を受けた配偶者が申立てをし、裁判所がこれらの命令の申立てをした被害者に異議がないことを確認した場合（同項後段）

3 被害者の子への接近禁止命令の取消しに伴う取消し

被害者の子への接近禁止命令が発令されている場合において、2(1)又は(2)によりその前提である接近禁止命令を取り消すときは、被害者の子への接近禁止命令をも取り消さなければならない（法第17条第2項）。

第8 保護命令の再度の申立ての手續

1 発令の要件

- (1) 接近禁止命令・被害者の子への接近禁止命令
最初の保護命令の申立ての手續と変わるところはない。
- (2) 退去命令

退去命令が発令された後に当該退去命令の申立ての理由となった身体に対する暴力と同一の事実を理由とする退去命令の再度の申立てがあったときの発令要件は、次のとおりである（法第18条第1項）。

ア 配偶者（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者）と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該退去命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去命令を再度発する必要があると認めるべき事情があること（同項本文）

イ 再度の退去命令を発することにより相手方である配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認められないこと（同項ただし書）

イの要件については、相手方である配偶者において生活に特に著しい支障を生ずると認めるに足りる事情を主張立証する必要がある。

2 再度の申立ての方法等

接近禁止命令・被害者の子への接近禁止命令の再度の申立ての方法については、保護命令の申立ての手續と変わるところはないが、退去命令の再度の申立ての方法については、次のような申立書の記載事項等の特例がある。

(1) 申立書の記載事項等（法第18条第2項、第12条第1項）

ア 配偶者からの身体に対する暴力を受けた状況

イ 配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力）により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる再度の申立ての時ににおける事情

ウ 配偶者（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者）と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該退去命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去命令を再度発する必要があると認めるべき事情

エ 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの身体に対する暴力に関してア及びイの事項並びにウの事情について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無

オ エにおいて相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があるときは、次の事項

(ア) 当該配偶者暴力相談支援センター又は警察職員の所属官署の名称

- (イ) 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - (ウ) 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - (エ) 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- (2) 申立てに当たって提出すべき資料
- (1) の申立書に(1) オの事項の記載がない場合には、申立書には、(1) ア及びイの事項並びにウの事情についての申立人の供述を記載した公証人の宣誓認証のある書面を添付しなければならない（法第18条第2項、第12条第2項）。
- (3) 保護命令の再度の申立ての手数料等
- 保護命令の再度の申立てに要する手数料は、保護命令の申立てと変わらない。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する 基本的な方針（概要）

平成16年12月2日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第1号

第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

配偶者暴力防止法の制定（平成13年4月）により、一定の成果が挙がるとともに、社会の認識も高まってきている。

3 基本方針及び基本計画策定の目的

基本方針は、都道府県が地域の実情に応じて策定する基本計画の指針となるべきものである。

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者からの暴力についての通報等及びその対応に関する事項

(1) 通報

ア 一般からの通報

被害者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。国及び地方公共団体においては、通報についての法の規定とその趣旨等について、啓発に努めることが必要である。

イ 医師その他の医療関係者からの通報

医師その他の医療関係者は、被害者を発見しやすい立場にあることから、被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待される。医療関係者は、配偶者からの暴力の被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

ア 配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターは、通報者に対し、被害者に配偶者暴力相談支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。現に被害者に対する危険が急迫している場合は、警察に通報す

るとともに被害者に一時保護を受けることを勧めることが必要である。

イ 警察

警察において配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずることが必要である。

2 被害者の保護に関する事項

(1) 被害者からの相談等に関する事項

ア 配偶者暴力相談支援センター

(ア) 配偶者暴力相談支援センターの機能

配偶者暴力相談支援センターが、被害者の保護を行う上で中心的な役割を果たす。

(イ) 相談を受けた場合の対応

配偶者暴力相談支援センターは、来所した被害者について、話を十分に聴いた上で、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。また、不適切な対応により、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう留意することが必要である。

イ 警察

(ア) 相談を受けた場合の対応

警察は、加害者について、被害者の意思を踏まえ、検挙するほか、加害者への指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者やその親族、支援者等に対するつきまとい等の行為がある場合は、ストーカー行為規制法の活用を検討することが必要である。

(イ) 援助の申出を受けた場合の対応

警察においては、被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出を受けた場合に、申出が相当であると認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、被害者への必要な援助を行うことが必要である。

ウ 人権擁護機関

法務省の人権擁護機関は、配偶者暴力相談支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介などの援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これを止めるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

(2) 被害者に対する医学的又は心理学的な指導等に関する事項

ア 婦人相談所

婦人相談所は、心身に大きな被害を受けている被害者に対して、心理判定員等による心理学的諸検査や面接を行い、被害者の心理的な被害の状況を把握して、事案に応じた心理学的側面からの指導等を行うことが必要である。

イ 女性センター等

いわゆる「女性センター」等は、婦人相談所等と連携して、被害者の心身の健康を回復させるための必要な対応をとることが望ましい。

ウ 児童相談所

児童相談所においては、医学的又は心理学的なケアを必要とする子どもに対しては、精神科医や心理判定員等が連携を図りながら、個々の子どもの状況に応じてカウンセリング等を実施することが必要である。

(3) 被害者の保護に関する事項

ア 婦人相談所

婦人相談所は、適当な寄宿先がなく、緊急に保護することが必要であると認められる場合等に、被害者本人の意思に基づき、一時保護を行う施設である。一時保護の期間は、入所者の状況により、事案に応じて弾力的に対応するよう配慮することが必要である。

イ 被害者の一時保護を委託する施設

婦人相談所一時保護所における一時保護の件数は増加しており、受入れが困難な場合、民間シェルター等に対する一時保護委託の拡大等の対応が必要である。

ウ 婦人保護施設等

婦人保護施設及び母子生活支援施設においては、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。

(4) 被害者の自立の支援に関する事項

ア 就業の促進

配偶者暴力相談支援センターは、被害者の状況に応じて公共職業安定所、職業訓練施設、職業訓練制度等についての情報提供と助言を行い、事案に応じて当該関係機関と連絡調整を行うなど、被害者の就業に向けた支援に努めることが必要である。

イ 住宅の確保

地方公共団体は、公営住宅への入居について優先入居や目的外使用の実施等の特段の配慮を行い、配偶者暴力相談支援センターは、住宅の確保についての情報提供等を行う等被害者の住宅の確保に向けた支援に努めることが必要である。

ウ 援護

配偶者暴力相談支援センターは、生活保護制度の適用、母子生活支援施設における保護、児童扶養手当の支給について情報提供等を行うことが必要である。一時保護施設の入所者については、他に居住地がない限り、居住地がない者と認定し、現在地保護を行うことが必要である。

エ 健康保険

配偶者暴力相談支援センターは、医療保険に関わる相談があった場合、被害者が、被害を受けている旨の証明書（婦人相談所において発行。）を持って保険者へ申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険における組合員の世帯に属する者から外れること等の情報提供等を行うこ

とが必要である。

オ 国民年金

配偶者暴力相談支援センターは、被害者が国民年金の第3号被保険者であって、その配偶者の収入により生計を維持しなくなった場合は、第1号被保険者となる手続きが必要となること等の情報提供等を行うことが必要である。

カ 同伴する子どもの就学

配偶者暴力相談支援センターは、教育委員会や学校と連携し、同居する子どもの就学について情報提供等を行うことが必要である。また、配偶者暴力相談支援センターは被害者や被害者と同居している子どもに対して接近禁止命令が出された場合にはその旨を学校に申し出るよう被害者に促すとともに、教育委員会や学校は、被害者の子どもの転校先や居住地等の情報を適切に管理することが必要である。

キ 住民基本台帳の閲覧等の制限

配偶者暴力相談支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については「不当な目的」があるものとし、交付しない又は閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。

ク その他配偶者暴力相談支援センターの取組

配偶者暴力相談支援センターは、事案に応じ、離婚調停手続についての相談対応、弁護士による法律相談窓口の紹介や、被害者の状況に応じ関係機関への付き添いを行うことなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。

(5) 保護命令制度の利用等に関する事項

ア 保護命令制度の利用

配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対し、保護命令の制度について説明し、被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行い、被害者が円滑に保護命令の申立てができるようにすることが必要である。

イ 保護命令の通知を受けた場合の対応

警察において裁判所から通知を受けた場合は、速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の居所を訪問するなどして危害を防止するための留意事項等を教示するほか、加害者に対しても保護命令を遵守するよう指導警告等を行うことが必要である。

(6) 民間団体との連携に関する事項

ア 婦人相談所

婦人相談所は一時保護の委託先となっている民間団体と連携を図り、被害者にとって安全で利用しやすい場所で保護できるように対応することや、入所者の処遇等について連携を図ること等、実情に応じて民間団体の協力を得ながら被害者の問題解決に向けて協力することが必要である。

イ 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センター

婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいても、実情に応じて民間団体と連携を図りながら被害者の保護に取り組むことが必要である。

(7) 婦人相談員の役割に関する事項

婦人相談員は、婦人相談所、福祉事務所等において配偶者からの暴力の被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

(8) 福祉事務所の役割に関する事項

福祉事務所においては、被害者の自立を支援するために、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法及び児童扶養手当法の規定に基づく措置を講ずることが必要である。

3 関係機関の連携協力に関する事項

被害者の保護及び自立支援を図るためには、関係機関が共通認識を持ち、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。このためには、関係機関の協議会の設置、被害者の保護及び自立支援のモデルケースを想定し、マニュアル等の形で関係機関の相互の協力のあり方をあらかじめ決めておくことなどが有効であると考えられる。市町村の関係機関も、他の関係機関と連携を図りながら協力するよう努めることが必要である。

4 職務関係者による配慮・研修及び啓発に関する事項

職務関係者においては、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の置かれた立場に配慮して職務を行うことが必要である。職務を行う際は、被害者の安全の確保を第一に、被害者及び支援者に関する秘密の保持に十分配慮することが必要である。また、被害者には、日本在住の外国人や障害のある者も当然含まれていることに十分留意することが必要である。

5 苦情の適切かつ迅速な処理に関する事項

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

6 教育啓発に関する事項

男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが必要である。啓発を行うに当たっては、配偶者からの暴力には、身体に対する暴力のみならず精神的暴力及び性的暴力も含まれることに留意することが必要である。

7 調査研究の推進等に関する事項

(1) 加害者の更生のための指導について

国においては、加害者の更生のための指導の方法として、どのようなものが有効であるかについては未解明な部分が多く、場合によっては、被害者にとって危険なものになり得ることについても十分留意し、被害者の安全を第一に考えつつ、調査研究の推進に努める。

(2) 被害者の心身の健康の回復について

国においては、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(3) 人材の育成等

被害者の保護に係る人材の育成及び資質の向上については、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

8 民間の団体に対する援助等に関する事項

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、国及び地方公共団体と民間団体等とが緊密に連携を取りながら、より効果的な施策の実施を図ることが必要である。民間団体との連携については、様々なものが考えられるが、地方公共団体の判断において、連携内容に応じ、情報提供、資料の提供、財政的援助等の必要な援助を行うことが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針の見直し

策定後3年を目途に見直す。その際は、被害者の保護に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取する。なお、特別の事情がある場合は、3年を待たず見直すこととする。

2 基本計画の策定の手続等の指針

(1) 基本計画の策定

ア 関係部局の連携

基本計画の策定に当たっては、関係部局が連携して取り組むことが望ましい。

イ 関係者からの意見聴取

基本計画の策定に当たっては、被害者の保護に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。また、見直しはそれまでの施策の実施状況等を勘案して行うことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

別添 保護命令の手続